

京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例

平成21年3月27日
京都府条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、電気自動車等の普及が、自動車の使用に係るエネルギーの使用の合理化及び多様化を推進し、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の効果的な抑制並びに排出ガス及び騒音による生活環境への負荷の低減に資することにかんがみ、電気自動車等の普及の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、電気自動車等の普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって電気自動車等の早期の普及を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「電気自動車等」とは、電気を動力源とし、内燃機関を有しない自動車並びに電気及び内燃機関を動力源とする自動車であって、規則で定めるものをいう。

(関係者の協力等)

第3条 府は、事業者、府民及び市町村（以下「関係者」という。）と協働し、及び連携して電気自動車等の普及に取り組むものとする。

2 府は、電気自動車等の普及の促進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(電気自動車等普及促進計画)

第4条 知事は、電気自動車等の普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「電気自動車等普及促進計画」という。）を定めるものとする。

2 電気自動車等普及促進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 電気自動車等の普及の促進に関する施策の目標

(2) 電気自動車等に充電するための設備（以下「充電設備」という。）の整備等電気自動車等に係る利用環境の整備に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、電気自動車等の普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、電気自動車等普及促進計画を定めたとき又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(広報及び啓発)

第5条 府は、関係者と協働し、及び連携して電気自動車等の普及が自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の効果的な抑制等に有用であることに関し、広報及び啓発を行うものとする。

(技術開発の促進)

第6条 府は、産業界及び大学等と連携して電気自動車等に関連する技術の開発の促進に関する施策を推進するものとする。

(充電設備の整備等)

第7条 府は、府が設置する庁舎その他の施設における充電設備の整備及び電気自動車等の公用

車への導入に取り組むものとする。

(電気自動車等に対する自動車取得税の課税免除)

第8条 平成21年4月1日から平成31年3月31日までに初めて新規登録(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条第1項に規定する新規登録をいう。以下同じ。)又は同法第59条に規定する新規検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)を受けた電気自動車等の当該新規登録又は当該新規検査に係る取得に対しては、京都府府税条例(昭和25年京都府条例第42号。以下「府税条例」という。)第46条第1項の規定にかかわらず、自動車取得税を課さない。

(電気自動車等に対する自動車税の税率の特例)

第9条 次の各号に掲げる電気自動車等に対する当該各号に定める年度分の自動車税については、府税条例の特例として、府税条例第64条並びに附則第15条の5第2項及び第4項の規定にかかわらず、同条第2項の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、営業用にあつては当該中欄に定める額とし、自家用にあつては当該右欄に定める額とする。

- (1) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに初めて新規登録を受けた電気自動車等 平成28年度分及び平成29年度分
- (2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに初めて新規登録を受けた電気自動車等 平成29年度分及び平成30年度分
- (3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに初めて新規登録を受けた電気自動車等 平成30年度分及び平成31年度分
- (4) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までに初めて新規登録を受けた電気自動車等 平成31年度分及び平成32年度分

2 前項の規定の適用がある場合における府税条例第63条の3第1項から第3項まで及び第63条の4第1項の規定の適用については、府税条例第63条の3第1項から第3項までの規定中「第64条」とあり、及び府税条例第63条の4第1項中「次条」とあるのは、「京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例(平成21年京都府条例第11号)第9条第1項」とする。

(駐車場における充電設備の整備等)

第10条 不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設置する事業者は、当該駐車場における充電設備の整備、電気自動車等を優先的に駐車するための区画の設置その他の電気自動車等の普及の促進に関する取組を推進するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 府は、電気自動車等の普及の促進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(規則への委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

(失効に伴う自動車税の税率の特例に関する経過措置)

- 3 前項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までに初めて新規登録を受けた電気自動車等に対して課すべき自動車税については、第9条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成21年条例第22号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第14号)
この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第29号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(電気自動車等に対する自動車税に関する経過措置)
- 11 前項の規定による改正前の京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例第9条第1項の規定は、同項第1号から第3号までに掲げる電気自動車等に対して課する当該各号に定める自動車税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「附則第15条の5第2項及び第3項」とあるのは、「京都府府税条例の一部を改正する条例(平成26年京都府条例第29号)による改正前の京都府府税条例附則第15条の5第2項」とする。

附 則 (平成28年条例第31号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(電気自動車等に対する自動車税に関する経過措置)
- 9 前項の規定による改正後の京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例第9条の規定は、平成28年度分の自動車税について適用し、平成27年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

- 附 則 (平成29年条例第12号)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 - 2 この条例による改正前の京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例第9条第1項第1号に掲げる電気自動車等に対して課する自動車税については、同項の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成29年条例第22号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

- 附 則 (平成29年条例第24号) 抄
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(4) 第3条から第5条までの規定及び附則第7項から第11項までの規定 平成31年10月1日

(自動車税に関する経過措置)

- 9 31年新条例、第4条の規定による改正後の合衆国軍隊及び合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例及び第6条の規定による改正後の京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、平成31年度分の第4号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。
- 10 平成31年度分の第4号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成32年度分の自動車税の種別割に関する第6条の規定による改正後の京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例附則第3項の規定によりなお効力を有することとされる同条例第9条の規定の適用については、同条（見出しを含む。）中「自動車税」とあるのは「自動車税の種別割」と、同条第1項中「府税条例第64条並びに附則第15条の5第2項及び第4項」とあるのは「府税条例第64条」と、「同条第2項」とあるのは「京都府府税条例等の一部を改正する条例（平成29年京都府条例第24号）第3条の規定による改正前の府税条例附則第15条の5第2項」と、同条第2項中「第63条の3第1項」とあるのは「第69条第1項」と、「第63条の4第1項」とあるのは「第70条第1項」と、「次条」とあるのは「第64条」と、同条例附則第3項（見出しを含む。）中「自動車税」とあるのは「自動車税の種別割」とする。